

大田市告示第15号

大田市有害鳥獣駆除実施要綱（平成17年大田市告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

大田市長 楫野弘和

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

有害鳥獣駆除許可基準

許可権者	狩鳥獣	鳥獣名	許可基準						留意事項	被害農林水産物名
			方法	区域	時期	期間 ※1	駆除数 /1	許可対象者		
大田市長	○	カラス	銃・檻	被害発生区域	随時	原則1年以内	必要数	実施隊及び狩猟免許を有する個人	1 繁殖期及び狩猟前後15日間は原則として許可しない。 2 鳥獣保護区、休猟区、	水稻、雑穀、野菜、果樹等
〃	×	ドバト	銃・わな	〃	〃	〃	〃			〃
〃	○	キジバト	銃	〃	〃	〃	〃			〃
〃	○	スズメ	銃・網	〃	〃	〃	〃			〃
〃	○	イノシシ	銃・わな・檻・柵	〃	〃	〃	〃		水稻、雑穀、野菜、筍、椎茸等	

〃	×	サル	銃・わな・檻	〃	〃	〃	〃	捕獲禁止区域内の駆除は最も効果的に実施できる時期を選び、駆除期間は短期間とする。 3 銃器を除く捕獲猟具に、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識を装着する。	水稻、野菜、椎茸、果樹等
〃	○	タヌキ、キツネ	銃・わな	〃	〃	〃	〃		野菜、養鶏等
〃	○	ノウサギ	銃・網・わな	〃	〃	〃	〃		造林木等
〃	○	ヌートリア	銃・わな	〃	〃	〃	〃		水稻等
〃	○	シカ	銃	〃	〃	〃	〃		水稻、野菜、果樹、材木、椎茸等
〃	○	上記以外の鳥獣（市長権限の鳥獣に限る。） ※2	網・わな	〃	〃	〃	〃		

※1 狩猟期間（11月1日～翌年2月末）におけるイノシシ、シカの捕獲許可は特段の事由のない限り原則許可しないものとする。

※2 市長権限の鳥獣とは、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条に定める鳥獣をいう。

注 狩猟期間中及びその前後における取り扱いは、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可するものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。